

EU の多元的空間の拡大と欧州化

—— 欧州統合のシナリオ(2) ——

松 井 隆 幸

目 次

はじめに

1. EU 加盟ラッシュと多元的空間の広がり
2. 「補完性の原理」と欧州化の概念規定
3. アイデンティティ論と統合理論の接点
4. バランス・オブ・パワー論と共同体 EU の欧州化
結びにかえて

はじめに

1970年代に始まったグローバリゼーション（以下、グローバル化）の昂進は、90年代に入って本格化した。イノベーション（新機軸）と比肩するグローバル化は90年代の二大潮流として今日に至っている¹⁾。その代表的な現象は大量の国際的な資金フローとしてあらわれた。1994年のメキシコ通貨危機をはじめ97年タイ・バーツの大暴落を契機とするアジアの通貨金融危機など、一連の通貨危機が構造的危機に対する21世紀型の流動性危機といわれるのも、その要因がダイナミックな資金の国際的移動であることを何よりも物語っているといえる。

歴史的にみれば、第二次大戦後以降、覇者として世界経済を牽引してきた米国の近年における経済力の相対的地位の低下にもかかわらず、世界経済におけ

る米国のプレゼンスは依然として大きい²⁾。ローマ条約締結（1957年3月正式調印）以後50年来、欧州諸国は常にその米国をライバル視しながら欧州統合を進めてきた。基軸通貨ドルに対抗するかのごとく、通貨統合によるEU市場への単一通貨ユーロの導入は欧州諸国にとっては悲願であった。

前稿では、欧州化を念頭に置きながら、制度化の視点から欧州統合の理論的アプローチを試みた³⁾が、本稿は、上述のようなライバルとしての米国の存在とグローバル化のダイナミズムのもと、EUにいつそう要請される欧州化それ自体に焦点を当て、共同体としてのEUの欧州化を検討してみたい。欧州統合の歴史が‘制度化’の歴史である⁴⁾ならば、その制度化を包含する欧州化の歴史はアイデンティティをめぐる超国家性と主権国家の間の‘相克（＝摩擦）’と‘譲歩（＝和解）’の歴史であることがやがて明らかにされよう。

1. EU加盟ラッシュと多元的空間の広がり

冷戦体制下、一方で旧ソ連に対する危機感と他方で米国への対抗という、身内の事情とは別に、文字どおり「他者」を意識させる外圧を背景に、欧州統合は挫折を何度も繰り返しながら進められてきた。同時に、1990年代に入って本格化した押し寄せるグローバル化の波と米国のプレゼンスの大きさは、‘多様性の中の統一’をはかるうえで大きな推進力となり、欧州化にいつそう拍車をかけることになった。

遡れば、第二次世界大戦後、欧州の複数国家が戦後復興と平和的共存を目指して、1952年ドイツとフランスの和解により長年にわたる対立に終止符を打つ「欧州石炭鉄鋼共同体（ECSC）」の創設を皮切りに、その後政治・経済的な「深化」と地理的「拡大」を両輪として欧州統合は進められてきた。地理的拡大については、とりわけ「ベルリンの壁」崩壊後の旧コメコン諸国のEU加盟という歴史的出来事は注目に値する。まず冷戦構造の終結によって、中立的立場の意味合いが薄れた永世中立国のオーストリアと政策的に中立的立場をとっていたスウェーデンおよびフィンランドが、待ち兼ねていたかのようにこぞっ

てEUに加盟申請（1995年1月正式加盟：第4次拡大）した。特にオーストリアの加盟は、ドイツ援護のもと、のちのEUの東方拡大にとってその橋渡しの存在の意義は非常に大きかった⁵⁾。そして10年後、コペンハーゲン首脳会議で中欧諸国を中心とした旧コメコン諸国を含む10カ国のEUへの新規加盟が採択され、2004年5月旧東欧諸国は遂にEU加盟を果たした〔第5次拡大〕⁶⁾。こうして名実ともに冷戦体制に別れを告げ、欧州分断の歴史に終止符が打たれた。かつて市場統合のモデルとしてコメコン時代を歩んできた旧中・東欧諸国が、新たな超国家的組織に与することになったのである。旧コメコン諸国にしてみれば苦い経験を味わっただけに、EU加盟に対しては不安と期待が入り交じっての加盟であることは推察するに及ばない。そして今年1月にルーマニアとブルガリアが加盟したことで、加盟国27カ国を擁する巨大な「共同体」EUが誕生したのである。このように現在の大規模化したEUは、冷戦体制下で欧州の統合化が進展してきたといっても過言ではない、いわば歴史的所産である。こうして東方拡大により欧州の地図は新しく塗り替えられた。

だが、旧コメコン諸国にとって、その道程は決してスムーズなものとはいえなかった。1990年代初めの東欧民主化運動の大混乱の渦中で市場経済化への体制転換がはかられ、EUへの加盟申請は行われた。この加盟申請は、模索し続けていた旧東欧諸国にとってその将来の方向性を示す一途であった。旧東欧諸国の望みは何よりも悲願の「欧州への復帰」であった。その意味では、「ベルリンの壁」の崩壊に象徴されるように、一連の民主化運動が東西ドイツ再統一に始まり、旧コメコン諸国のEUへの加盟で落ち着いたという点で一つの到達点でもあり、また新たな試練の道の始まりともいえる。それにしてもコメコン当時、この歴史的出来事を誰が予想し得たであろうか。かつては欧州を二分し、同時代を歩んできた両雄も明暗を分けた。1991年コメコンは解体し、他方EC（欧州共同体）は1992年市場統合の完成とともにEU（欧州連合）に生まれ変わった。

他方、地理的拡大とともに統合の深化についても進展がみられた。経済面では、1970年代には他の先進工業諸国同様に二度にわたるオイルショック（石

油危機)を経験し、さらに80年代に入ってから経済力の脆弱化と国際競争力の低下のため対日・対米貿易収支の構造的赤字に悩まされていた。こうした状況下で、欧州諸国は幾多の構造的矛盾⁷⁾を孕みながらも、マーストリヒト条約(1992年調印, 93年発効)の締結とともに実質的に日米経済の閉め出しともいえる欧州単一市場の完成(1992年)をみたのである。それ以降、経済統合のもう一つの目標であった通貨統合への道(1999年1月, 単一通貨「ユーロ」の導入を伴う経済通貨同盟の第三段階のスタート)を歩むことになったが、それと並行してEUは3つの柱のうち第二の柱に基づいて政治的統合に向かって動き始めたのである。

かつてはヨーロッパNICs(新興工業諸国)と呼ばれていたギリシャ、スペイン、ポルトガルのEU加盟(「南方への拡大」)は、これまで域内で経済格差が表面化した加盟であると目されてきたが、近年「2つの速度の欧州」と称されている理由もここにある。そしてキプロスやマルタの地中海島嶼国、さらに旧コメコン諸国の包摂(「東方への拡大」)は、経済的差異に政治的異質性がさらに付け加えられたことになり、これが今日の拡大EUの姿である。こうした経済的および政治的動向を背景とした近年のEU加盟ラッシュは、単なる地理的拡大ということではなく経済的差異と政治的異質性をも包含するものであった。またこのことは、政治的・経済的領域にとどまらず文化的領域にまで及ぶ、まさにEUの多元的空間の広がりの意味している。

EUの多元的空間の広がりには、欧州化をますます困難にさせることが予想されるが、当面の課題として次のような点をあげることができる。まず第一に、引き続き冷戦体制終結後の制度化の徹底であり、旧コメコン諸国など新規加盟国に対して西欧型民主主義の浸透化(つまりEU化)をはかることである。第二に、脆弱化した欧州の経済的競争力の強化であり、特に日本や米国に比肩できる経済力を身につけることである。そして第三に、長期的には米国による単極覇権(一極集中システム)に対して欧州を多極化の軸とした新しい世界秩序、すなわち「インターリージョナリズム(inter-regionalism)」の構築であろう⁸⁾。このようにEUはさまざまな問題を抱えつつも、今後、これらの課題を念頭に

置きながら、拡大した多元的空間の中で欧州化を推進していかなければならないのである。

2. 「補完性の原理」と欧州化の概念規定

1957年のローマ条約締結から50年の歳月が流れた。そもそも欧州統合が加盟国の国家主権の根幹にまで及ぶようになってきたのは、今日のEU（ECから改称）が誕生したマーストリヒト条約（欧州連合条約）あたりからであった。もちろんそれまでも、ECの組織・運営の在り方で「連邦」か「連合」かをめぐって域内で対立がみられたことは言うまでもない。他方、近年のグローバル化のダイナミズムと永年ライバル視してきた米国の依然として大きなプレゼンスを背景に、自らのアイデンティティの構築を求めて欧州化が進められてきた。さらに最近のEU加盟ラッシュによる地理的拡大に伴い、いっそうEU独自の規範（ルール）づくりと周辺地域諸国へのEU基準〔価値体系〕の適用拡大を押し進めなければならなかった。したがって前稿の議論を踏まえて欧州化を制度化の度合ではかかるならば、EU政府の制度（もしくは政策）が加盟国の国内政治あるいは政策決定にどの程度の影響を及ぼすかということであり、それによって欧州化の度合も異なってくる。前稿では、政策決定プロセスに関して「補完性の原理（principle of complementarity）」に言及した⁹⁾が、実は政策決定プロセスにおける欧州化がまさに同原理によって説明できるのである。つまり、当該政策が加盟国独自で遂行されるのか、加盟国とEU政府との双方で遂行されるのか、あるいはEU政府が排他的に遂行するのかといった具合に、加盟国独自の管轄〔国家レベル〕からEU政府の排他的権限〔超国家的レベル〕に至る範囲内でどの水準で政策が遂行されるかによって、欧州化の度合すなわち加盟国に対するEU基準〔価値体系〕の適用範囲もしくは浸透度をはかることができるのである。換言すれば、対外貿易政策や通貨金融政策などのようにEUが独自の権限で遂行するケース¹⁰⁾つまり超国家的レベルから国家レベルへの一方向的なケースか、それとも加盟各国の国益とEU政府による政策方針と

が歩み寄りをみせる超国家的レベルと国家レベル相互の双方向的なケースか、ということになる¹¹⁾。このように、欧州化の度合は「補完性の原理」に基づく共同体 EU の排他的権限による共同行動に相応していることがわかる。いずれにしても現段階では、政策部門間のヴァリエーションが巨大すぎることもあり、政策決定に関して欧州化を将来的にいかなる方向に向かって進めていくのか、その方向性を示す均一化した趨勢はみられないようである。要するに、これまでの欧州化は少なくとも共通の欧州システムモデルの方向へ収斂するような見解の一致をみるに至っていないということである¹²⁾。ただ、少なくとも欧州化の第一歩としての方向性を示すものとして、共有の政策決定 (joint policy-making) 方式すなわち「全会一致 (unanimity)」がある。しかし、これも後述するがネガティブな効果を持っているのである。こうして、市場の競争原理を重視する新自由主義 (neo-liberalism) 的なりべラルな欧州を目指すのか、それともグローバル化に対抗する社会的価値を優先したソーシャルな欧州を目指すのか、EU は今選択の岐路に立たされている。また統合理論の観点からみれば、新機能主義的な考え方に基づく連邦国家の建設を目指すのか、英国のサッチャー元首相が主張したようなりべラルな政府間主義的な考え方に基づく主権国家間の連合にとどまるのか、依然として両者間の相克が根強く残っているのも事実である。

また欧州通貨システム (EMS) は、これまで強いドイツ・マルクによって支えられてきたし、文字どおり単一通貨ユーロ誕生の立役者であった。しかも欧州中央銀行はドイツの中央銀行ブンデスバンク [ドイツ連邦銀行] をモデルに設立されたことなどを考慮すると、まさに‘欧州のドイツ化’とさえ映りかねない。しかし実際の動きは、それとは逆の‘ドイツの欧州化’の方向に向かつており、大国ドイツとてこの流れに逆らうことはできない。というよりも、目先の覇権に心を奪われることなく、マルクを犠牲にしてでもユーロ導入に踏み切ったドイツ自身が、ほかのどの国よりも今日の EU 事情をいちばん承知していたことであろう。このことは、遡れば第二次大戦後の新生ドイツのアデナウアー政権における当時のドイツの置かれた立場に求めることができる¹³⁾。あとで

言及するが、いわば「バランス・オブ・パワー」への回帰（軌道修正）であり、その維持にほかならない。

しかし他方で、欧州化はネガティブな効果の側面を有していることを指摘しておかねばなるまい。一つは、政策決定プロセスに関連するものである。例えば、上述のようにEUの政策決定プロセスが「全会一致」で行われる場合、この方式では少数の先進加盟国の見解が反映されるか、もしくは共通の最も低い平均的水準に落ち着く結果がもたらされる傾向がみられるという¹⁴⁾もし政策数が増えれば、共通の最低平均水準で当該政策が採択され、少なくともEUによって部分的に管理される場合が多いといわれている。すなわち当該加盟国において高水準を維持している規範・基準が、欧州化によって低水準に調和化（harmonization）される危険性を意味するものである。実際、環境保護や消費者保護などでこの種のケースが経験的に観察されているという。このことから、EUの政策決定プロセスは、意図的にはかられた調和化というよりは‘規制された競争（regulatory competition）’であるとして批判されている¹⁵⁾

もう一つは、欧州化に伴う制度化に対する批判である。統合理論の視点からみた場合、国家主権に抵触しない非政治的分野に限定した機能主義の考え方は、のちに新機能主義に継承されたことは周知のとおりである。ところがEUの諸制度は、この国家主権を制約した超国家的立場に立つ新機能主義とは対照的に、主権国家を重視し多様な行動主体を容認する、超国家的レベルでのシステムの構築をほとんど無視した新自由主義的な考え方の欧州統合をますます促進するものである、といったような欧州化のネガティブな影響が指摘されている。こうして欧州化は、‘別の名前によるグローバル化（globalization by another name）’であるとか、‘人の顔をしたグローバル化（globalization with a human face）’である、といった主張を^{あお}煽っている¹⁶⁾。いわゆる、‘欧州化の中のグローバル化’である。

想い起せば、EU加盟申請の条件といえは民主主義であること、市場経済であること、そして欧州国家であることであった¹⁷⁾。そして事実、ソ連崩壊を契機に加盟申請のために周辺各国はこぞって民主化と市場経済化をはかってき

た。だが、どこまでが欧州なのか、地理的境界線はどの条約の条文にも記されていない。地理的定義の曖昧さもさることながら、欧州地域という概念規定に関しては、確かに欧州自身のアイデンティティに関わる問題でもあり、我々アジア人にとって理解できないかあるいは立ち入ることのできない‘聖域’なるものが存在するのかも知れない。例えば、欧州諸国が当時、キリスト教以外(例えばイスラム教など)の宗教と明確に区別したキリスト教への偏重主義であるとか、西洋(オキシデント)に対する東洋(オリエント)といったような非ヨーロッパ世界の意識、つまり「他者」に対する意識の存在(これまでの「外圧」)である。すなわち、冷戦体制やライバル視した米国の依然として大きいプレゼンスがグローバル化と相まってEUをして欧州化を加速化させる推進力にもなってきたことは、すでに指摘してきたとおりである。すなわち、押し寄せるグローバル化の波は、一方でEU政策の収斂を助長し制度的な同形性(isomorphism)に導き、他方でこれまでEUの土台とされてきた新自由主義的な考え方に基づくグローバル化と欧州化は、‘福祉国家’の時代から‘競争国家’の時代へ急速な移行をもたらしたといえよう!¹⁸⁾また、マーストリヒト条約で謳われたように、EU自身の経済力のグローバル化と経済統合、さらには政治統合プロセスへの高レベルな標榜にもかかわらず、加盟国間にみられる国家モデルの相違は依然として存続している。上述の「他者」意識、つまり他者との差異化は欧州のアイデンティティ創出の原動力となるが、問題は、これまで拡大EUが欧州化を通じて目指してきたEU政府の超国家レベルでのヨーロッパ・アイデンティティと加盟国における国家レベルでのナショナル・アイデンティティとの認識ギャップの存在である。

3. アイデンティティ論と統合理論の接点

さて、ロベール・フランク氏によると¹⁹⁾ヨーロッパにおいて文化的・経済的・政治的な共通の特質を認識することができるとしながらも、この共通の特質は必ずしもヨーロッパ・アイデンティティを創出するものではないため、こ

の同一性はヨーロッパ・アイデンティティではないとしている。すなわち、「ヨーロッパ・アイデンティティとは、同一の特質を共有するのではなく、それを意識すること」（傍点は引用者）であり、それは「（共通の文化ないしは文明への）帰属感とヨーロッパ人であるという意識を意味している」（括弧内は引用者）という。そして、「アイデンティティが存在するためには、同一性を意識する過程が必要であり、この認識過程は、外部からの脅威や外部の‘敵’を犠牲にする欲望によって促進され得る」ものであると述べている。さらにフランク氏は、ヨーロッパ・アイデンティティの概念として、‘ヨーロッパ意識’に言及しており、ヨーロッパ統一の必要性に関する社会的に共有された感情を指すこの意識は、より新しく幾多の大きな悲劇を経て創出されたものであり、20世紀の重要な現象の一つとして捉えている。そしてフランク氏は、それまでの伝統的なヨーロッパの文化的アイデンティティがヨーロッパ意識の向上等に伴って政治的アイデンティティ（断片的かつ希望的観測を含意）に変化したと想定して、次のようなヨーロッパ統一へのプロセスのシナリオを提示している。つまり、「文化的同一性→文化的〔宗教的〕アイデンティティ→ヨーロッパ思想→ヨーロッパ意識→ヨーロッパ感情→政治的アイデンティティ→ヨーロッパ統一」への経路モデルである。しかしフランク氏は、このように自動的に直線的かつ単線的に進むことはあり得ないとして同モデルを否定し、ヨーロッパ統一へのプロセスの非連続性を指摘している。こうしてフランク氏は、伝統的アイデンティティが存続し続けることに着眼して、21世紀初頭のヨーロッパ人は複数のアイデンティティを体験することができるとしている²⁰ すなわち一つはナショナル・アイデンティティであり、いま一つはヨーロッパ・アイデンティティという訳である。

そもそもヨーロッパ意識の起源は、第一次大戦後の1920年代に遡ることができる。その後、幾度となく繰り返してきた欧州化の挫折の度に経験した失望感あるいは屈辱感が、却ってヨーロッパ意識を高揚させ、欧州化ひいては統合の推進力となってきたことは歴史的経験の教えるところである。したがって、フランク氏が指摘しているように、このヨーロッパ意識は、旧ソヴィエト連邦

などの共産主義勢力といった外部からの脅威やライバル視してきた米国などの外部の‘敵’（つまり「他者」）に対する対抗意識として萌芽し成長してきたのである。冷戦終結後、欧州単一市場の創設と同時に通貨統合に向けた具体的政策への着手、さらには将来的に歩むべき指針（つまり第二および第三の柱）が謳われたマーストリヒト条約締結に期するEUの再スタートへの思いには、おそらく低迷からの脱出のために奮起を促すべくヨーロッパ意識の結束が込められていたものであると多分に推察される。

他方、統合理論との関係からみると、赤松氏の言葉を借りれば²¹⁾「内部否定の矛盾」がナショナル・アイデンティティ存在の動因であり、「外部否定の矛盾」がヨーロッパ・アイデンティティ存在の動因であるといえる。前者は、経済的利害を超えた西ドイツとフランスの間にみられたルール産石炭の供給問題とドイツ鉄鋼産業の主要企業分割問題がこれである（1951年、両国は和解し、翌年「欧州石炭鉄鋼共同体」が設立）。後者は、一つに米国の大きなプレゼンスの存在であり、また欧州諸国の経済力の脆弱性に対する日米の競争力の強さがこれに相当する。かつて連邦主義的な考え方に立っていたハースヤリンドバーク、ロザモンドなどの新機能主義者は、いわゆる‘単線的’統合モデルを提示したが、この連邦主義的な考え方に批判的であったミルワードやモラヴィシクなどのリベラルな政府間主義者は、重要視する主権国家の立場から統合の対象を国家主権に抵触することの少ない非政治的（＝経済的）領域に局限することで、新機能主義の直線的統合モデルを否定し、フランク氏が指摘した‘非連続的’統合プロセスの仮説を提示している。こうした統合理論の考えをアイデンティティの次元で捉えるならば、伝統的ヨーロッパの文化的〔宗教的〕アイデンティティとマーストリヒト条約締結以降の新しい政治的アイデンティティは、直線的関係というよりは‘非連続的’関係にあるといつてよいであろう。同様のことがナショナル・アイデンティティとヨーロッパ・アイデンティティとの関係にもいえる。というのは、「補完性の原理」に基づく政策決定プロセスがそうであったように、欧州化の過程では国民国家レベルでのナショナル・アイデンティティと超国家的レベルでのヨーロッパ・アイデンティ

ティとの間には、双方の認識の違いから生じる‘相克’と‘譲歩’が背中合わせの状態では併存しているからである。したがって、「ナショナル」から「ヨーロッパ」へというように、単線的にはなかなか容易に進まないものである。

4. バランス・オブ・パワー論と共同体 EUの欧州化

ところで、欧州に誕生した近代国家間の国際政治の基本原則が「バランス・オブ・パワー」論であり、その土台が国家間の利害衝突を軍事力〔ハード・パワー〕などによる力の行使ではなく、主として対話と協調による机上外交を通じた交渉力〔ソフト・パワー〕で覇権を求める国家の野望を抑制し諸国家の独立を確保することを目指したウエストファリア体制にあるとするならば、これまでの欧州統合の歩みは、ドイツやフランスそして英国といった、まさに大国家間の‘力の均衡’^{バランス・オブ・パワー}を軸に進められてきた統合の歴史であるといえる²²⁾。周知のように、欧州は米国のような覇権国家が不在の複数の覇権的国家から成る超国家的組織（＝共同体）である。

例えば、周辺諸国との外交政策、特にACP（アフリカ、カリブ、太平洋）諸国を中心とする途上国に対する開発政策においては、旧植民地国を有したオランダやフランスそしてイタリアなどの宗主国と旧植民地国との双務関係が「主」で、EU政府と旧植民地国との関係が「従」という関係が形成されているのである。これまでの論脈からいえば、国家レベル対超国家レベルの相克は、当時ロメ協定〔第一次～第四次〕の締結に基づいて施行された主権国家としての独自の政策がいわば先行したケースである²³⁾。こうして、共同体としてのEUの共通外交政策は、ある時は米国の存在を意識し、またある時は途上国を相手に、「バランス・オブ・パワー」を軸に上手に‘棲み分け’を行いながら合従連衡^{がっしょうれんこう}によって展開されてきた。

さて、マーストリヒト条約の締結後、間接直接を問わず、通貨統合に向けて国家主権の委譲が進み、欧州中央銀行の設立（1998年6月）を契機にEU組織・運営の在り方が、どちらかといえば超国家的に進められている昨今であ

る。したがって後述するように、単一通貨ユーロの導入国は、通貨発行権などの欧州中央銀行への権限委譲に伴って‘規制された競争’にさらされることになった。換言すれば、欧州憲法条約の第一の柱である「欧州共同体 (EC)」すなわち共同体EUとしての共同行動を通貨金融政策面で欧州中央銀行が遂行しているという訳である²⁴⁾ こうして、ユーロ参加国はもとよりEU加盟諸国の立場からすれば、この‘規制された競争’の中で、主権国家として自国のアイデンティティをどこまで表出することができるかという点が争点となる。我々は、これまでのEUの欧州化は「補完性の原理」に則した形で進められてきたことをすでにみてきた。ところが欧州憲法条約では、共同体としてのEU政府が排他的権限によって共同行動をとることができる領域は非常に限局されたものとなっており、反対に加盟国と権限を共有する領域が大部分を占めているのである（注10参照）。つまり、「バランス・オブ・パワー」（クローンのいう「最適な力の分布」）は、国家間のみならず国家と超国家との間でも働いているのである。前述のように欧州統合は3つの柱（第一の柱：欧州共同体、第二の柱：共通外交安全保障政策、第三の柱：司法・内務協力（99年、警察刑事司法協力を改組））で進められてきたが、その中心となるのが第一の柱であった。言うまでもなく本稿では、市場統合および通貨統合を包摂する経済社会政策全般の多岐にわたる領域を対象とした第一の柱の欧州化を考察するものである。すなわち、共同体としてのEUレベルの欧州化である。したがって、おかしな話であるが、これまでどおり「補完性の原理」に基づく限り、権限の共有化すなわち「バランス・オブ・パワー」が働いているために却って欧州化は狭い領域に限られたものになってしまう可能性がある。さらに地理的定義に加え、例えば地域的か、経済的か、政治的か、もしくは宗教的（文化的）かといったさまざまな概念化が考えられ、共同体自体をどのような枠組みとして捉えるかという点も問題になってくる。

これまで欧州化は、どちらが先行するでもなく、制度的なものと意識的なものとの融合から成ることを暗黙裡に前提として論じてきたが、これまでの考察を踏まえて共同体EUの欧州化を、次のような視点から捉えることができよ

う。すなわち、第一は押し寄せるグローバル化の波と、いわゆる常に「他者」（それがイスラムであれ米国であれ）を意識し、それがもたらす‘結束’が推進力となったグローバル化の中の欧州化である。これは、単一共同市場の完成や基軸通貨ドルに対抗する単一通貨ユーロの導入など、一連の経済統合プロセスではかられた欧州化である。これに対して第二は、「われわれ意識」に基づいた欧州自らのアイデンティティ創出を目指す欧州化である。ユーロの誕生は、もちろん米国への対抗意識から生まれた何よりも所産であると同時に、いわば経済的アイデンティティの一つともいえる。第三は、欧州化をめぐる超国家性と主権国家との整合性、平たくいえば両者の‘せめぎ合い’である。すなわち、通貨統合後のEUの組織・運営が超国家的レベルで遂行されていることを考慮すると、政策決定プロセスでは、EU基準〔価値体系〕の加盟国への適用範囲が欧州化の一応の目安となるが、それは超国家機関であるEU政府への加盟国の一部主権の委譲が、各国のいわば‘国家意識（＝愛国心）’の一部喪失を意味する。したがって主権国家としての存在意義が相対化されることで欧州化が促進されることになる。それゆえ、超国家レベルと国家レベルの一枚岩でないアイデンティティが、両者の権限が共有する領域でさまよっている現段階のEUなのである。

結びにかえて

本稿は、これまでEUが辿ってきた欧州統合のプロセスにおける欧州化に焦点を当て、経験的考察と理論的裏づけの2つの側面からの分析を試みたものである。近年のEU加盟ラッシュに伴う多元的空間の広がりの中で、今後欧州化がどのように展開されて行くのか、非常に興味のあるところである。

それにしても欧州化の概念化はむずかしい。制度的には、確かに欧州化の度合は、EU基準もしくは規範の加盟各国への浸透度に依拠することになるが、このことは主権国家の存在意義の相対化が欧州化の促進につながることを意味するものであった。今日のグローバル化が進展するにつれて、ますます欧州化

への要求が強まってきたことは言うまでもない。それゆえ、規範体系やルールづくり（制度化）を促進し続ける限り、EU自身が‘規制された国家’ということになる。また近年のEU加盟ラッシュは、単なる地理的拡大にとどまらず政治的異質性と経済的差異、さらには文化的異質性にまで及ぶ多元的空間の拡大をもたらした。しかし、こうした多元的空間の広がりの中で、「補完性の原理」に基づいた意思決定プロセスにおける欧州化には、政策部門間のヴァリエーションの巨大さも手伝ってか、少なくとも現段階までは均一化の趨勢はみられなかった。今後どのような欧州を目指して邁進するのであろうか。リベラルな欧州かソーシャルな欧州か、それとも連邦国家か連合か、EUはいま混迷の渦中にいる。

他方、欧州化は、‘ヨーロッパ意識’（すなわち‘われわれ意識’）の普及・浸透であり、常に「他者」を意識することで促進されてきたのである。自らのアイデンティティの創出を求めて進められてきた欧州化の底流にあるヨーロッパ意識は、挫折感と屈辱感から芽生え育まれてきた。だが問題は、如何なる次元での「われわれ意識」か、言い換えれば、誰のためのアイデンティティかということである。今後欧州化の道が如何なる方向に進もうとも、一国民としての国家レベルを超えたEU市民のアイデンティティを無視してはならない。筆者はフランク氏の見解に同感であり、ヨーロッパ人であるという意識を持つこと、すなわちEU市民としての自覚と誇りが持てるような「われわれ意識」であって欲しい。

マーストリヒト条約締結後、EUは欧州共同体（EC）を柱に政治統合を目指して新たな道を歩み始めた。しかし、これまで国家間の「信頼」に基づいた一枚岩たる運命共同体として「結束」の強いEUとはいえ、グローバル化の中の欧州化の過程において、例えば主権国家と超国家組織との権限をめぐる二者間の‘せめぎ合い’がそうであるように、複合体に甘んじてはられないEUは、共同体であるがゆえに常にジレンマと向かい合ってきたのである。すなわち、前稿でみてきたように欧州統合の歴史が‘制度化’の歴史であるならば、欧州化の歴史はアイデンティティをめぐる‘相克’と‘讓歩’（あるいは‘摩擦’

と‘和解’)の歴史であったといえよう。

(2007年10月5日脱稿)

注

- 1) スティーガー (M. B. Steger) によれば、「経済のグローバリゼーションとは、地球全体にわたる経済的相互関係の強化と拡大を意味する。資本とテクノロジーの膨大なフローは財貨やサービスの貿易を促してきた…巨大な多国籍企業、強力な国際経済機関、広域的な地域貿易システムが、21世紀のグローバル経済秩序の主要な構成単位として出現してきた。」(スティーガー [15] 47頁, 原文 p. 37) そして、当時のレーガン米国大統領とサッチャー英国首相によって、いわゆるケインズ主義に対抗する新保守主義あるいは新自由主義的革命が先導され、世界経済の自由化に結びつけられた新しい経済秩序のもとで、「①貿易と金融の国際化, ②多国籍企業のパワーの増大, ③IMF, 世界銀行, WTOのような国際経済機関の役割の拡大」(同, 52頁, 原文 pp. 40-41) を経済のグローバリゼーションに関わる最も重要な発展として挙げている。なお、グローバリゼーションと国際関係についての検討は、古城佳子「グローバリゼーションの再検討—その論点と現状—」『国際問題』(日本国際問題研究所), 2001年8月号に詳しい。
- 2) 工藤章氏は、グローバル化における非対称性に注目し、「アメリカがグローバル化の中心的な推進力となっている…このアメリカによって推進されるグローバル化を、その限りではアメリカ化といってもよい」(戸原・加藤・工藤 [16], 序章, 28頁) としている。さらに同氏は、「アメリカの「覇権」の経済的基盤は弱体化しているにもかかわらず、アメリカの影響力すなわちアメリカ化は勢いを増しているのである。これは一種逆説的な事態であるが…90年代におけるグローバル化の新しさがあるといってよい」(同, 28頁) とも述べている。また鈴木氏も、「1990年代以降急速に進んだグローバル化は、「ニューエコノミー」に勢いを得たアメリカ型の国際秩序の形成プロセスであり、アメリカナイゼーションの色彩が強いものである」と捉えている。鈴木清巳「EUの対地中海・対エジプト通商政策—グローバリゼーション, リージョナリゼーション, ヨーロッパ統合—」山田俊一編『エジプトの開発戦略とFTA政策』(第6章), アジア経済研究所, 2005年, 214頁。
- 3) 拙稿 [21] 参照。
- 4) 大隈氏は、「EUの生成・発展の歴史は制度化の歴史である」と述べている。大隈宏「EUとAPECの軌跡—比較地域主義の視点から—」『国際問題』(日本国際問題研究所), 1997年11月号, 26頁。

- 5) オーストリア（といっても、ネーデルランド、北イタリア、ハンガリーおよびボヘミアを含む当時の拡大オーストリア）といえ、13世紀から20世紀初頭までのほぼ700年間に渡って全盛を誇ったハプスブルク王朝であろう。この王朝は、欧州全域に及ぶさまざまな民族から成っており、まさに‘多様性の中の統一’を果たした、当時の‘汎ヨーロッパ’的な存在で、欧州共同体あるいは国家連合として機能した時期もあったといわれている。同王朝こそ、流血することなく結婚政策という「ソフト・パワー」によって領土の拡大に成功した、ローマ教皇庁に比肩する勢力を有した王朝であった。江村洋『ハプスブルク家』講談社現代新書、1990年参照。なお、EUの東方拡大については、小山〔14〕序章および第1章〔EUの東方拡大〕、久保広正『EU第五次拡大を巡る諸問題』『世界経済評論』2002年7月号、田中宏『EU加盟と移行の経済学』ミネルヴァ書房、2005年、拙稿〔20〕第2節および第3節を参照されたい。
- 6) しかしその反面、新規加盟国のGDPが総じて低く大部分が農業国で占められていることから、EUの地域政策およびCAP（共通農業政策）への支出増は必至であり、EU財政の逼迫は逃れ得ない状態であることを付言しておく。欧州委員会の調べでは、加盟25カ国の人口は約4億5,000万人（2004年現在推計）、GDPは米国にほぼ匹敵する約9兆5,600億ユーロ（2002年現在）に達した。ちなみに、2002年の米国のGDPは約10兆9,790億ユーロ（『朝日新聞』平成16（2004）年4月30日付）。また、2004年の新規加盟10カ国の加盟によるEUのGDP増加率は僅か4.8%で、同人口増加率が約20%であるのに対して5%にも満たない（『ジェットロセンサー』2004年5月号、26頁）。
- 7) 大隈氏は、EUが抱えている構造的矛盾について、次のように指摘している。「EUの生成・発展の軌跡は、決して直線的ではなく、前進と停滞（Stop-and-Go）の交錯する起伏に満ちたものであった。その理由の一つは、制度化の進展、およびそれにとまなう目的関数の高度化それ自体が、EUに対する加盟国間の認識のギャップを先鋭化・肥大化させるメカニズムを内包していたからである。メガ・リージョナリズムへ向けてのEUの前進は、それに対するネガティブ・リアクションの拡大再生産というパラドックス（構造的矛盾）を孕むものであった。」大隈、前掲、28頁参照。
- 8) さらに鈴井氏は、「極めて特殊アメリカ的な普遍的価値体系・政治経済システムなどを全地球的規模で拡張し、最終的には一極に収斂し得るグローバリゼーションに対して、リージョナリゼーションは世界各地における地理的接近性、政治経済システムの同質性・近似性、文化的共通性をその性質としており、多様性を確保し、その地域や地域を構成する国家・自治体・コミュニティの個性や内発性を尊重するもので、必然的に多極化せざるを得ないもの」（鈴井、前掲、214頁）であるとしている。なお、拡大EUのねらいについては、A. Maurits van der Veen, 'The Purpose of the European Union: framing European

- integration', in Jones and Verdun [8] を参照されたい。
- 9) 拙稿 [21] 第4節, 特に12頁を参照されたい。
- 10) Jachtenfuchs [7] p. 339 参照。ちなみに, 欧州憲法条約では, 欧州共同体としてのEUの共同行動は, 「補完性の原理」に基づいて次の3つの領域に分類されている。すなわち, ①EU 政府が排他的権限を有する領域 (関税, 独占禁止, ユーロ導入国の通貨金融政策, 漁業政策のうち海洋生物資源の保護), ②加盟国と権限を共有する領域, ③EU の行動が支援・補足に限定されている領域 (公衆衛生, 産業競争力の強化, 教育・文化・スポーツ, 社会政策のうち職業訓練など), である。なお, ①と③を除くすべてが②の領域に入る (佐藤幸男監修・高橋他著『拡大EU 辞典』(小学館)2006年, 42頁より)。
- 11) Cernat [4] p. 24 参照。またあとで言及するが, ACP 諸国などを中心とした途上国に対する開発政策に関しては, 旧植民地国の宗主国としての立場と共同体としてのEU 政府との間の優先度のポジションが逆転する。
- 12) この点に関しては, Jachtenfuchs, *op. cit.*, p. 340 および Cernat, *op. cit.*, p. 24 を参照。欧州統合が国家主権に与える影響については, Jonathon W. Moses, Home alone: integration and influence in national contexts, in Jones and Verdun, *op. cit.* を参照されたい。
- 13) ドイツの欧州化については, 戸原・加藤・工藤編, 前掲書, 22~30頁を参照されたい。また, 紀平氏は, 第二次大戦後, 'ヨーロッパ' もしくは '西欧的' という形容詞を用いてドイツの西欧性, さらにヨーロッパ統合の意義を語った代表的人物として, ドイツ連邦共和国の建国後, 当時ナチス抵抗者として知られていた新生ドイツの首相に就任したアデナウアーを挙げている。紀平編 [13] 3~15頁参照。氏は, 「アデナウアーの主張には, 国民国家的関心を専ら求めるにしても, その利害をかつての主権国家の枠内ではもはや実現できず, 'ヨーロッパ' という新しい座標軸で考えねばならないという動かしがたい命題が渦巻いていた」(傍点は引用者。同, 7頁) 点を指摘している。さらにアデナウアーのケルン大学での演説 (1946年3月) に言及して, 「(ヨーロッパ諸国民の) '共同体' という概念は, 具体的なヨーロッパ規模の政治組織を意味したというより, 敢えていえばドイツの西欧的ヨーロッパへの回帰, 西欧精神に支えられた協調を謳うという理念的議論」(括弧内および傍点は引用者。同, 8頁) として捉えている。こうして戦後ドイツが, たとえ, きな臭いナショナリズムの下で敗戦から独自の復興を遂げようと企てたとしても, アデナウアーがそれを露骨に表すことなく, ドイツがヨーロッパに包摂された形で再生しようとする姿勢がみられた点で興味深い。
- 14) Jachtenfuchs, *op. cit.*, p. 340.
- 15) *Ibid.*, p. 340.
- 16) Cernat, *op. cit.*, p. 24.

- 17) アムステルダム条約の条文(第6条, 旧第O条及び第49条, 旧第F条)では, 自由・民主主義・人権の尊重・法の支配といった諸原則を有している, すべての欧州諸国は加盟申請をすることができる, となっている。
- 18) Cernat, *op. cit.*, p.25 参照。
- 19) フランク著/廣田訳[18] 8~13頁参照。またフランク氏は, ヨーロッパ・アイデンティティ概念として, ‘ヨーロッパ思想’と‘ヨーロッパ感情’の存在を挙げている。しかし前者について氏は, ジュリアン・バンダ氏の指摘に基づきながら, この政治思想がヨーロッパの文化的アイデンティティと結びついたとしても, 自動的に現実にヨーロッパ統一に導くには十分ではないことを指摘している(同, 11~12頁参照)。ちなみに, 1980年代当時, ナショナル・アイデンティティが政治的次元を獲得しつつあり, 一つの文化への帰属感にとどまらないで, (運命)共同体への帰属感であったのに対して, ヨーロッパ・アイデンティティはエリート固有のもので文化的なものにとどまっていたという(同, 10~11頁参照)。後者については, 国民感情に似た現象, つまり必要性という合理的な意識を超えてヨーロッパ思想の中に託された情緒的現象を指し, 愛着からくる郷土愛ともいうべきこのヨーロッパ感情は, 1920年代以来早くからヨーロッパ主義者を鼓舞してきたものの, 20世紀社会の中には殆ど浸透していないと指摘している(同, 14頁参照)。
- 20) 同上書, 15~16頁参照。フランク氏は, ヨーロッパ人の幸運は, 他どの大陸にも存在しない, 長い歴史と結びついた「共通の文化」を共有している点を指摘している。つまり, 共有された遺産(古代ギリシャ・ローマ文明, ロマネスクやゴシック様式, ルネサンス, バロックやロマン主義芸術など)に基づいたヨーロッパの文化的統一の存在である。しかしヨーロッパを舞台として繰り広げられた幾多の戦争経験から, 「近くて異なる宗教や信念の名において, 文化は統一の契機であると同程度に分裂の契機であり, 分裂の契機であると同程度に統一の契機である。すべてはそれがどのように政治的に利用されるかにかかっている」としている。すなわち, 「文化的な多様性が自動的に破壊の過程を生み出さないと同様に, 文化的収斂は自動的に統一の過程に決して到達することはなく」, 「統一の過程がすでに経済的あるいは政治的に開始されている限りで, 文化的収斂が統一の有利な条件の一つになり得る」のである。こうしてフランク氏は, 欧州統一のための活力を醸し出すには新しいヨーロッパの政治的アイデンティティが必要であることを説いている。同, 159~162頁参照。

また小野塚氏は, 欧州統合は経済的・政治的なものに限らず, 社会的な統合に進みつつある点に着眼して, 欧州社会モデルは, 今日では心情的にすっかり廃れ果て遠ざかってしまった「寄り辺」をヨーロッパ規模で再編しようとする試みであると捉え, 史上かつて実現されたことのない大きさの「寄り辺」となる可能性を秘めていることを指摘している。

EUの多元的空間の拡大と欧州化

しかし、これまでナショナル・アイデンティティや愛国心と比べてヨーロッパ・アイデンティティは普遍的かつ理性的であり、大衆的かつ情緒的な要素を持ち得なかったことを鑑みて、欧州規模の「寄る辺」の実現のためには、大衆的かつ情緒的な基盤を有するヨーロッパ・アイデンティティの必要性を説いている。小野塚知二「ナショナル・アイデンティティという奇跡」永岑・廣田編著〔17〕所収、第6章、219～229頁参照。

- 21) 「内部否定の矛盾」とは、域内での競争相手国同士の競争が却ってお互いに否定的効果を与え共倒れに導くような矛盾をいい、同矛盾の止揚（排除）が相互発展のために必要となるという。これに対して「外部否定の矛盾」とは、欧州（正確には西欧）域外から競争的圧力を受けることによって、否定なしに協調の方向に向かわしめることをいう。つまり、「外圧」に対抗するために競争相手である域内加盟国はお互いに手を組まざるを得ない状況に導かれるという訳である。赤松要「欧州共同市場形成の理論」『世界経済評論』1957年8月号、4～8頁参照。なお、赤松理論と統合の「深化」に関する検討については、拙稿「どこまで進むEUの拡大事業」、前掲、128～130を参照されたい。
- 22) 佐藤幸男監修・高橋他著、前掲書、53～54頁参照。欧州建設（＝統合）の歴史的過程における「バランス・オブ・パワー」の重要性については、フランク著／廣田訳、前掲書がある。フランク氏は、特にフランスとドイツの‘カップル’関係（第4章）の中で、またドイツとイギリスとフランスの‘トリアーデ’関係（第5章）の中で、「欧州均衡」という概念を踏まえながら建設（＝統合）プロセスにおけるフランスの役割を検討している。なお、グローバリゼーションとウエストファリアの主権の関係については、山田高敬「グローバリゼーションと国民国家の変容」『国際問題』（日本国際問題研究所）、2001年8月号を参照されたい。
- 23) なお、旧植民地宗主国とACP諸国との間で締結された経済協力協定であるロメ協定（Lomé Convention：1975～99年）については、W. Brown, *The European Union and Africa: The Restructuring of North-South Relations*, I. B. Tauris publishers, 2002を参照されたい。またEU拡大に伴う近隣諸国、特に地中海諸国との関係については、Müller-Jentsch〔11〕を参照されたい。
- 24) また工藤氏は、欧州化の最たるものとして、EU次元で遂行された通貨金融政策を挙げ、単一通貨ユーロの導入に至る通貨同盟の過程において早くも欧州化が遂行された点を指摘している。戸原・加藤・工藤編、前掲書、25頁参照。

参 考 文 献

- [1] C. Altomonte and M. Nava, *Economics and Policies of an Enlarged Europe*, Edward Elgar Publishing Ltd, 2005.
- [2] J. Bradley, G. Petrakos and I. Traistaru (eds), *Integration, Growth and Cohesion in an Enlarged European Union*, Springer, 2005.
- [3] Jeffrey T. Checkel, 'Social Construction and European Integration', in Brent F. Nelson and A. Stubb (eds), *The European Union: Readings on the Theory and Practice of European Integration*, Lynne Rienner Publishers, 2003.
- [4] Lucian Cernat, *Europeanaization, Varieties of Capitalism and Economic Performance in Central and Eastern Europe*, Palgrave Macmillan, 2006.
- [5] Andrew Evans, *EU Regional Policy*, Oxford University Press, 2005.
- [6] Jörg Huffschmid (ed.), *Economic Policy for a Social Europe: A Critique of Neo-liberalism and Proposals for Alternatives*, Palgrave Macmillan, 2005.
- [7] M. Jachtenfuchs, 'The Governance Approach to European Union', in Brent F. Nelson and A. Stubb (eds), *The European Union: Readings on the Theory and Practice of European Integration*, Lynne Rienner Publishers, 2003.
- [8] Erik Jones and Amy Verdun (eds.), *The Political Economy of European Integration: Theory and Analysis*, Routledge, 2005.
- [9] Michael A. Landesmann and D. K. Rosati (eds), *Shaping the New Europe: Economic Policy Challenges of European Union Enlargement*, Palgrave Macmillan, 2004.
- [10] Miroslav N. Jovanović, *The Economics of European Integration, Limits and Prospects*, Edward Elgar, 2005.
- [11] Daniel Müller-Jentsch, *Deeper Integration and Trade in Services in the Euro-Mediterranean Region: Southern Dimensions of the European Neighbourhood Policy*, IBRD/The World Bank, 2005.
- [12] L. Tsoukalis, *What Kind of Europe?*, Oxford University Press, 2005.
- [13] 紀平英作編『ヨーロッパ統合の理念と軌跡』京都大学学術出版会, 2004年。
- [14] 小山洋司『EUの東方拡大と南東欧』ミネルヴァ書房, 2004。
- [15] M.B. スティーガー著／櫻井公人他訳『グローバルイゼーション』岩波書店, 2005年 (Manfred B. Steger, *Globalization: A Very Short Introduction*, Oxford University Press, 2003)。

EU の多元的空間の拡大と欧州化

- [16]戸原四郎・加藤榮一・工藤章編『ドイツ経済―統一後の10年―』有斐閣, 2003年。
- [17]永岑三千輝・廣田功編著『ヨーロッパ統合の社会史 [背景・論理・展望]』日本経済評論社, 2004年。
- [18]R. フランク著／廣田功訳『欧州統合史のダイナミズム―フランスとパートナー国―』日本経済評論社, 2003年。
- [19]J. ペルクマンズ著／田中素行訳『EU 経済統合―深化と拡大の総合分析―』文眞堂, 2004年 (Jacques Pelkmans, *European Integration: Methods and Economic Analysis*, 3rd ed., Financial Times Prentice Hall, 2006)。
- [20]拙稿「どこまで進む EU 拡大事業―「バランス・オブ・パワー」のはざまの中で―」『愛媛大学法文学部論集：総合政策学科編』第20号, 2006年2月。
- [21]拙稿「統合理論からみた EU の軌跡―欧州統合のシナリオ(1)―」『愛媛大学法文学部論集：総合政策学科編』第23号, 2007年9月。

(本研究の一部は、財団法人旭硝子財団の平成18～19年度研究助成金による。)